

政策評価第三者委員会委員による意見の概要と対応・対応方向

平成 30 年度実施施策に係る事前分析表

政策分野	指標等	委員意見の概要	対応・対応方向
1	肉用鶏農場における食中毒菌に対する衛生管理の実施割合 【施策(1)－目標①－(ウ)】	○ 鶏肉は以前からカンピロバクターの問題はあったが、なぜ今生産現場に求めるのか。もっと以前から対策を取るべきではないか。(山崎委員)	○ 今までも生産段階における鶏肉の微生物の衛生対策の普及は行ってきたが、今後、さらに対策の策定や普及を重点的に進めることとしたことから、これを機に政策目標を設定した。(消費・安全局)
		○ 現状について、国際的な数値と比較したものはあるか。(林委員)	○ 統計を持っていないため数字を示すことはできないが、EU、米国の各国が鶏肉のカンピロバクターに関心を持ち、食中毒対策のための衛生管理を進めている。当省も同様に衛生管理を促進する考えである。(消費・安全局)
3 15	再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 【施策(1)－目標①－(オ)】 【施策(2)－目標①－(ア)】	○ 基準年の 28 年度と目標年の 35 年度では燃料の価値が変わる可能性があると思われるが、この目標値は燃料の価値の変化を考慮した設定となっているのか。(三浦委員(行政事業レビュー外部有識者))	○ 目標値は近年のすう勢から近似直線を用いて設定しているが、評価は総合的に分析し判定することになっている。 再生可能エネルギーをめぐる状況は、石油エネルギーを含めたエネルギー需給全体の状況によって色々影響を受けるものと考えている。この設定した目標について変更が必要な状況になれば、その時に応じて、目標数値の妥当性について検討していく必要があると考えている。(食料産業局)
		○ 農山漁村において太陽光発電が乱立することを危惧している。農地転用する場合、厳しい基準を設けるなどしていかないと農村交流が盛んになってきているところで日本の原風景が破壊されると交流も減退していくと思われる。(日吉委員)	○ 昨年来から営農型太陽光発電という、太陽光パネルの下で営農を適切に継続し作物の販売収入と売電の継続的な収入を組み合わせる取組を促進している。 営農型太陽光発電設備の設置については、農地法の一時的転用の許可要件を明確にし、同時に、どういう作物であればソーラーパネルと両立した形で営農ができるのか、専門家等による指導や助言により地域でコンソーシアム等を形成していただき実証する等の取組を進めている。 農地の有する機能を有効利用することに留意しつつ、農業の持続と、農村地域の所得向上を両立させながら、ソーラーパネル等の設置が無秩序に進められていくようなことがないよう、優良事例と結びつかせながら進めていきたいと考えている。(食料産業局)
		○ 今後も農地に多くの太陽光発電が必要なのか。太陽光パネルを設置するにしても日本の田園風景と調和するような営農型発電を進めていただければと思う。(山崎委員)	○ 一種農地のような優良農地を転用してパネルを設置することにならないようにしている。 農山漁村再生可能エネルギー法では、農林地等の利用調整を適切に行い、再生利用困難な荒廃農地等の未利用地等に立地を誘導した上で、農山漁村における再生可能エネルギーの促進を図ることとしており、農地は農地としてし

			かり活用するということと、太陽光パネルの設置等がそれを阻害したりしないよう、地域の合意形成を図るような形で進めている。 農林水産省としては意見を十分認識をしながら再生可能エネルギーの利用はあくまで農村所得の向上という視点で、太陽光発電について十分考えながら進めていくこととする。(食料産業局)
		○ 森林を大規模に伐採し急傾斜地に太陽光パネルを設置することで、災害の発生が十分想定される。(日吉委員)	○ 太陽光発電事業には自然を開発することへの懸念の声と地方創生の観点から期待する声との両方があると承知している。林野庁としては、森林法に基づきしっかりと違法行為がないかをチェックする必要があると考えており、都道府県にも対応をお願いしているところ。一方で太陽光発電事業の今後の取扱いについては、経済産業省、環境省の動きを注視しつつ、政府全体として取り組んでまいりたい。(林野庁)
3	飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合 【施策(2)－目標②－(ア)】	○ 指標には、卸売市場だけではなく一般的な中小卸売事業者も統計値に含まれていると読めるが、農林水産省の施策との関連性を教えてほしい。(金子委員(行政事業レビュー外部有識者))	○ 農林水産省としては卸売市場だけではなく、食品のサプライチェーンと言われる、生産から流通、小売に至る段階までの全体の効率化について所管しており、平成30年6月に食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律が、卸売市場法と併せて成立したところ。 卸売市場は食品流通の核である施設であるが、生産現場から消費者のところまで効率的かつ鮮度を落とさずにいかに届けていくか、一方で流通・加工の過程を経ながら、いかに付加価値を高めて消費者へ届けていくのかは食料の安定供給という農林水産省の施策の中で、重要な施策だと考えている。(食料産業局)
	1中央卸売市場当たりの取扱金額 【施策(2)－目標②－(ウ)】	○ 流通の簡素化の流れの中で、中央卸売市場の役割を増加させるような指標を設定する理由は何か。流通を簡素化しないと食料品の値段は下がらないと思われる。(篠原委員)	○ 中央卸売市場は日本全国に、64ヵ所あり、その地方の農産物流通の核として農産物が集まってきて必要な人に分荷され、そして適正かつ公正な価格を設定する場所となっている。中央卸売市場は農家にとって最終的な出荷の場所になっており、基本的には受託を拒否することができない。そういう意味で全国に64ヵ所ある中央卸売市場は、食品の流通を円滑なものにしていく重要なものであるため、卸売市場の健全性を示す指標として、取扱金額を従来から指標として設定している。(食料産業局)
4	アセアン諸国におけるUPOV1991年条約に準拠した法制度整備の完了国数 【施策(3)－目標①－(ウ)】	○ 輸出拡大や海外展開等は大事な問題となっているので、法制度整備の完了国数を目標として設定したことは良いこと。UPOV1991年条約に準拠した法制度が整備された国で知的財産が守られているのか現状チェック等を行うなど絶えず情報交換を行っていくことが大事になってくると思われる。(天野委員)	○ 予算措置により、育成者の海外出願の支援、海外での権利侵害に関する調査や、実際に侵害が行われた場合の侵害に対応する経費の支援等を行いながら、我が国の品種が海外で保護され、潜在的な海外の市場で、我が国の種苗により不法に栽培されたものが出回らないよう施策を進めていかなければならないと考えている。(食料産業局)

		○ 日本の品種がアジアの国々で生産され問題になっている。目標が 39 年度に 6 か国となっているが、アセアンのリーダー国としてはもう少し早急に対処して行く必要があるのではないか。(山崎委員)	○ 現在我が国がイニシアチブを取りながらアセアン 10 か国と日中韓の 13 か国で東アジア植物品種保護フォーラムを設立し植物品種の保護に関する人材育成、意識啓発の取組を行っており、本年 8 月に当該フォーラムの本会合を開催し、今後 10 年のフォーラムの活動を戦略的に展開するための「10 年戦略」を提案したところである。10 年戦略の方針に基づいて各国が活動方針を策定し、それを支援していく形での取組を今後 10 年かけて進めていこうと考えている。 急がなければならない問題として十分認識しており、品種を知的財産として意識していただくことを、国内外で啓発していくことが非常に大事だと考え、このような取組を関係各国と連携しイニシアチブを取りながら進めたいと考えている。(食料産業局)
8	施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 【施策(2)－目標①－(ア)】	○ 当指標は、基本的にはストック指標と思われるが、「何も対応しなければ安定している基幹的農業水利施設の割合が減少していく」ということはフロー的な意味もある。ストック指標だとしたら直接比較法による達成度合いは、何もしなくても A 判定になる。ストック指標とフロー指標の間になるのではないかと。(岸本委員)	○ 平成 29 年度末で 8,333 施設が基幹的農業水利施設として存在する。そのうち変状がほとんど認められない、あるいは軽微な変状が認められる状態(施設機能が安定している施設)と判断された施設は 4,010 施設あるが、何も対策を講じなかった場合、次の施設機能診断を行った結果、施設機能が安定しているとは言えないものが発生することもあるため、そういった意味で岸本委員のご指摘のとおりであるが、ある時点に存在する量を測定しているのでストック指標を基本としていきたいと考える。(農村振興局)
11	(畜産)GAP 認証取得経営体数 【施策(1)－目標②－(イ)】 【施策(3)－目標①－(ウ)】	○ 平成 32 年度の目標値を 1,150 経営体とする根拠は何か。(天野委員) ○ 畜産専門農家の 3% 水準とする根拠は何か。経営体数を指標としているが生産量とどのようにリンクするのか。また、全国地域のバランスはどのように考えているのか。輸出の目標とどのような関係があるのか。(篠原委員)	○ (畜産)GAP より先行している(農産)GAP の場合、測定指標の目標値は、平成 31 年度末までに平成 28 年度末時点の認証取得経営体数 4,500 の 3 倍である 13,500 経営体とすることとしている。13,500 経営体は我が国の専門農家数の 3% 程度に相当することを考慮し、(畜産)GAP も、畜産農家(酪農、肥育牛、養豚、鶏肉及び鶏卵の各経営体数)の約 3% である 1,150 経営体为目标値として設定している。 なお、GAP 認証取得経営体が生産・出荷した畜産物は、GAP 認証取得農家の生産物として流通することとなる。 現在、各都道府県において、普及指導員、JA の営農指導員を GAP 指導員として育成する取組を行っているところであり、このような GAP 推進体制整備等を通じ、地域でバラツキのある GAP への取組について、全国的に普及するよう努めていきたいと考えている。 また、農産 GAP と同様に畜産 GAP についても、GFSI (Global Food Safety Initiative) 承認の取得を目指すなど、国際規格化を推進しており、このことが輸出促進にもつながると考えている。(生産局)

		○ 基準値の「－」は「0」ということか。0だとすれば差分比較法も直接比較法も同じとなるのではないか。(岸本委員)	○ 基準値の「－」は「0」ということである。0からのスタートであるので、計算結果としては、差分比較法も直接比較法も同じとなる。(生産局)
18	林業労働災害被災者数 【施策(2)－目標②－(ア)】	○ 被害者数と死亡者数の目標設定は大変良いことだと思う。厚生労働省の計画に基づいた目標値を設定しているが、林野庁としてはゼロ災害を目指すのが当然ではないのか。また、どのような林業事業体が最も被災者数、死亡者数が多いか把握し、具体的な対策はとっているのか。(原委員)	○ まずは厚労省の目標を達成することを目指し、林野庁として独自の目標は設定していないところ。また、被災者が多い事業体としては、小規模な事業体や行政からの情報が届きにくい事業体が多いと承知している。このため、対策として、伐木等作業に特化した技術講習会や、安全規制の改正情報等の周知をこれまで以上に進めることなどを通じて、事故の多い伐木関係の安全作業の徹底を図ってまいりたい。(林野庁)
	林業労働災害被災者数 【施策(2)－目標②－(イ)】	○ 被災者数、死亡者数が多かったのはどの年齢層か。厚生労働省の第十三次労働災害防止計画に林業が追加されたところがあるが、目標年度に34人以下になれば除外されるということか。(山崎委員)	○ 死亡災害は60代以上の方々に起こりやすくなっており、高齢のために体力、注意力が低下していることが要因となっている事例が見られるため、高齢者の方々への配慮を周知することなどが対策として想定される。また、厚労省の労働災害防止計画では、5年毎にどの分野を重点的に取り組むかが示されているものであり、第13次計画の状況により、次の計画で除外される可能性もある。(林野庁)
		○ 災害が発生した場合、林業者独自の保険制度はあるのか。(篠原委員)	○ 林業者独自の保険制度はないが、他産業と同様に、雇用者については労災保険が適用されている。(林野庁)

(※ 平成30年農林水産省政策評価第三者委員会には、農林水産省行政事業レビュー外部有識者の金子委員、三浦委員も参加)